

写

# 答 申 書

水道水源の保護に関することについて

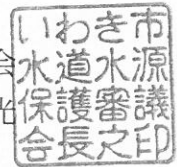
平成 28 年 7 月 5 日

いわき市水道水源保護審議会

平成 28 年 7 月 5 日

いわき市長 清水 敏男 様

いわき市水道水源保護審議会  
会長 原田 正光



水道水源の保護に関することについて（答申）

平成 26 年 8 月 25 日に諮問のあった水道水源の保護に関することについて、次のとおり答申する。

1 水道水源保護地域に関することについて

本審議会においては、平成 27 年 4 月 16 日に久之浜浄水場廃止に伴う水道水源保護地域の変更についての答申を行っているが、それ以降において新たな保護地域の見直しに該当する案件はないことから、引き続き現状の保護地域を維持すること。

2 排水基準に関することについて

国の基準において、市の基準に影響する改正はないことから、引き続き現行の排水基準とすること。

3 そのほか水道水源の保護に関する重要な事項について

河川上流域に位置する各市町村と水質汚濁防止に関して「夏井川・鮫川水系水質汚濁対策連絡協議会」を通して連携強化を図るなど、現行の各種水道水源保全事業が効果的に機能していると判断されるため、引き続き現行事業を継続すること。

## 付帯意見

### 1 いわき市水道局水安全計画の運用について

水源から給水栓に至るまでの各段階における水道水質の管理を徹底し、安全で安心かつ良質な水道水を安定的に供給することは、水道事業にとって何よりも重要な責務となっている。

近年は、異常気象に起因する急激な水源河川での高濁水の発生や交通事故等による油脂類の水源河川への流入、工場等から排水される浄水施設では対応困難な物質や影響が大きい物質の流出などの事象が発生していることから、水道水に対する安全性をより一層高める必要性が増している。

このことから、現状の水道水質に対する安全の確保に加え、水道水を供給する過程で水質等に影響を及ぼす可能性のある要因を抽出・分析し、そのリスクレベルごとに対応すべき管理方法を定めた「市水道局水安全計画」を平成27年3月に策定したところである。

今後については、これまで以上に良質で安全な水道水の供給が確保できるよう、この計画に基づいた管理を行っていくとともに、運用において発生した問題点や課題を整理し、必要な見直しを随時行うことで、さらなる水道水の安全性の向上に努められたい。